

2014年8月7日

## 声 明

(1) 本件訴訟の控訴審における経緯（詳しくは別表参照）

本件訴訟は、日韓会談文書の最も大量の不開示処分を争う第3次訴訟として2008年10月14日に提起され、2012年10月11日に東京地裁が大量の文書の開示を命ずる判決（以下、一審判決）を下した。その後、国側が東京高裁に控訴し、原告側も附帯控訴を行っていた。東京高裁では、4回にわたって口頭弁論が開催され、その中で小野啓一外務省北東アジア課長の証人尋問（2014年3月13日）、原告の一人である太田修同志社大学教授（2014年3月26日）などの尋問が実施されていた。

2014年7月25日に下された東京高裁の判決（以下、控訴審判決）は、外務省が控訴した不開示部分をすべて認めるとともに、本会が附帯控訴した不開示部分のうち、3カ所を除いてすべて退けるものであった。今回の判決において、インカメラについて何ら言及がなく、不開示理由について概略的に述べたに過ぎない外務省の主張が認められた反面、本会の主張がほとんど認められなかったことはまことに遺憾である。

控訴審判決は、一審判決の結論の一部を覆した。その一部とは、一審判決で国側が開示を命じられたがその後の見直しで自発的な開示を行わずに控訴を維持していた部分（47文書）、ならびに1審判決が開示を命じなかったために原告側が附帯控訴していた文書（67文書）の一部（2文書）である。控訴審判決は、こうした結論を導くに際して、一審判決と異なる理由や判断枠組みを用いて、「行政庁に広範な裁量を委ねる趣旨ではなく」、「当該判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示す事を要する」（20頁）と判断した。この判断枠組みをさらにどのように具体化するかについて、控訴審判決は、一審判決と同じ基準を用いているのではなく、国が「おそれがあると合理的に判断することができる根拠が存在することを基礎づける事実について可能な限り具体的に主張立証し、これらを総合的に踏まえて同条4号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要がある」としている。その意味で、控訴審判決は、判断枠組みや判断基準については、一審判決に比べて、国側の説明責任をよ

り厳しく問う枠組みを採用したと評価できる面もあるが、それを内実あるものとするための努力が、今後の外交文書公開請求において必要とされる。

他方で、控訴審判決は、不開示理由ごとに一審判決が設定した判断基準、例えば30年以上を経過した行政文書については不開示とするために相応の主張立証を行うべきだとする点を、削除・訂正すべきことを命じてはいない。その意味で、一審判決の判断基準は、控訴審判決によって否定されているわけではない。実際に、一審判決後に国側が自主的に変更決定を行った処分は、国側が一審判決に従って行った決定であり、一審判決が示した法理がそのまま実現されたというべきである。

以上のように、今回の控訴審判決は、外務省側の主張を認めた反面、本会の主張をほとんど認めず、インカメラについても言及しなかった点などから、不当な判決だったと言わざるを得ない。しかし本会は、一審判決が示した判断基準を基本的に維持したと判断し、上告しないことを決定した。

(2) 2008年5月までに外務省が開示決定した1916の文書のうち、部分開示文書が525、不開示文書が23あった。しかし、2012年10月11日の東京地裁判決以後、外務省は2013年3~4月、11月、そして2014年3月に、控訴対象の部分を除いて新たに開示決定を行なった。また、本会が情報開示を再請求した文書については、2013年1月および2014年4月にそれぞれ開示決定された。その結果、部分開示文書は382、不開示文書は1となった(この不開示文書は前回の訴訟で争った「竹島問題に関する文献資料」という文書である)。

上述の通り、今回の訴訟では、最終的に外務省が控訴した47文書、および本会が附帯控訴した67文書について判断された。これらの文書のうち、とくに附帯控訴について、本会は個人情報・法人情報などを敢えて争わない方針である。したがって、外務省が開示決定した1916文書のうち、上記の114の文書以外の1812の文書については決着が付いている。当初、548の文書が一部または全部不開示だった状況に比べると、とくに2011年10月の東京地裁判決以後に、本会は外務省に多くの不開示部分を開示させたことになる。

また、韓国および日本において日韓国交正常化に関連する外交文書の多くが開示されたことを契機として、この問題に対する世論の関心が高まるとともに、とくに韓国においては2012年5月24日の大法院判決以後、朝鮮人戦争被害者の問題が日韓請求権協定等で解決済みであるとする主張が相次いで覆されている。日本軍慰安婦問題についても日韓間の外交懸案として看過できない段階に至っている。これらの事実を踏まえると、本会が目指

す戦争および植民地支配に対する歴史的責任の問題の解決は主として立法および行政・外交次元での判断がますます重要になってきたといえる。

(3) 歴史的な外交文書は市民の共有財産であり、その歴史の検証や将来の外交政策の民主主義的な構築のためにも不可欠の前提である。「公文書等の管理に関する法律」第1条にあるように、公文書は「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」である。作成から30年以上経過した公文書は極力公開するという原則が徹底されねばならない。外務省はこの精神に基づいて、今後も不開示部分を積極的に開示するよう努力すべきである。

2013年12月13日に公布された「特定秘密の保護に関する法律」はそのような歴史研究や民主主義の前提を損なうことが憂慮される。さらに、2014年7月14日に、1972年の沖縄返還をめぐる日米間の密約文書開示訴訟の上告審判決で、行政機関が存在しないと主張する文書について「開示の請求者側に存在を立証する責任がある」として原告敗訴が確定した。このような判決は、西山太吉氏が述べるように、国民主権にのっとった情報公開の精神がみじんもなく、民主主義の基礎を崩壊させるものである。私たちはこの最高裁判決に対しては、強く抗議する。

(4) 本会は2007年12月26日の東京地裁判決で、外務省が日韓会談文書の開示決定をしないことが「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に照らして不作為の違法であるとする判決を勝ち取った。さらに、上述の通り2011年10月11日の東京地裁判決で、「当該不開示処分に係る行政文書が、条約その他の国際約束に関する文書又はこれに準ずる文書等であって、その作成から当該不開示処分が行われるまでに少なくとも30年以上経過している場合には、被告は・・・当該不開示文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお当該不開示処分の時点において同条3号又は4号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証する必要がある」という判断を勝ち取った。本会は裁判闘争によるこれらの成果を今後の運動に生かしつつ、日本の戦争および植民地支配に対する歴史的責任の問題の解決および情報公開を通じた民主主義の進展を目指すことを改めて声明する。

以上